

鳩山町スポーツ及び文化芸術大会等出場奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ及び文化芸術活動の奨励と振興を図るため、各種大会及び発表会（以下「大会等」という。）に出場する個人又は団体に対して、予算の範囲内において奨励金を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象大会)

第2条 奨励金の対象となる大会等は、次の各号に掲げる大会とする。

- (1) 国際大会 国内の選考会又は予選会を経て日本の代表又はこれと同等以上の者として出場する大会
- (2) 全国大会 国民体育大会、全日本選手権大会等、選考会又は予選会を経て出場する全国大会呼称の各種大会
- (3) その他町長が奨励金の対象として特に必要と認める大会

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象としない。

- (1) 交流、親睦又は営利を主な目的としている大会
- (2) 美術展、写真展、書道展その他の作品展への出展、文芸作品等の応募
その他対象者が大会の開催地に行くことなく出場できる大会

(対象者等)

第3条 奨励金の交付対象者(以下「奨励金対象者」という。)は、大会等に出場する選手で、鳩山町に住所を有し、又は鳩山町内に在学し、若しくは在勤している者とする。

2 国、鳩山町、他の地方公共団体及びこれらが出資する法人その他の公的機関が出場費用等の全部又は一部を補助し、又はこの要綱による奨励金と同旨の金品を受ける者は対象としない。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、別表のとおりとする。

2 奨励金の交付は、同一年度内において、1回限りとする。

(交付申請)

第5条 奨励金対象者は、鳩山町スポーツ及び文化芸術大会等出場奨励金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、当該奨励金の交付対象となる大会が行われる日の属する年度の末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 大会等開催要項の写し

- (2) 大会等参加者登録名簿の写し
 - (3) 大会等参加に至る予選等の結果を証明できるもの
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの
- 2 個人として参加する場合は、その個人で奨励金の交付を申請するものとする。ただし、その個人が未成年者の場合は、その保護者が申請しなければならない。
 - 3 団体として参加する場合は、所属団体の代表者が奨励金の交付を申請するものとする。ただし、所属する団体が町外団体の場合には、個人で申請する。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定し、鳩山町スポーツ及び文化芸術大会等出場奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(奨励金の請求及び交付)

第7条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、鳩山町スポーツ及び文化芸術大会等出場奨励金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により請求を受けたときは、当該請求者に対し、奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 大会等が中止になったとき。
- (2) 大会等に出場できなかつたとき。
- (3) 奨励金の交付申請又は報告に関して、虚偽又は不正があつたとき。

(奨励金の返還)

第9条 町長は、前条の規定に基づき奨励金の交付決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に関し、鳩山町スポーツ及び文化芸術大会等出場奨励金返還命令書（様式第4号）により、その返還を請求するものとする。

(結果報告)

第10条 奨励金の交付を受けた者は、大会等の終了後、速やかに大会等出場結果報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	金 額		
	個人	団体	
		10人未満	10人以上
国際大会	10,000円	1人につき 10,000円	1団体につき 100,000円
全国大会	5,000円	1人につき 5,000円	1団体につき 50,000円